

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月6日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ネパール 担当：南アジア部  
案件名：タンコット地区道路整備にかかる情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2014年1月上旬～2014年5月下旬

2 参加要件

海外における道路及びトンネルの建設事業に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月20日から2013年11月22日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月20日から2013年11月25日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年12月6日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：12月下旬

(5) 契約交渉：12月下旬～1月上旬

5 業務の目的

ネパールでは、全国75郡のうち4郡の郡庁所在地が道路網で結ばれておらず、一人当たり道路距離や道路密度も南アジアで最低レベルにあるなど、道路整備は未だ発展途上にある。また、未舗装道路が全体の約5割を占めるなど、道路のサービス水準も低い。ネパールの運輸交通体系は、その大部分を道路に依存しているため、国家開発計画の達成、輸送時間及び輸送費の軽減を通じた経済成長を実現する上で、既存道路網の改善と新規道路網の開発は重要課題である。ネパール政府は、運輸交通分野のうち道路整備に関して、三カ年計画（2010/11～2012/13）において、持続的で安全な道路網拡張を目標とし、全郡への幹線道路接続、新規道路整備を指標として掲げている。

既存道路網の問題点として、カトマンズ盆地と南部タライ地域及びインド国境を結ぶ幹線道路は、現在は事実上1ルート（カトマンズ - ナウピセ - ムグリン - パラトプールを経てインド国境へ）しかないこと、そのルートは例年雨季の土砂災害により度々寸断されていること、が挙げられる。また本ルートはネパール第2の都市で観光地・登山トレッキング基地であるポカラと首都を結ぶ唯一の道路にもなっており、国内の幹線道路として一層重要性が高い。首都があるカトマンズ盆地の人口は272万人（2011年）で、今後同様の人口増加率で推移した場合、2016年には350万人、2025年には500万人に増加することが見込まれており、これを踏まえて本ルートの交通量の増加が見込まれている。本ルートのうちカトマンズ - ナウピセ間は山岳道路であり、標高800m～1,500mの峠を越えるために10%超の急勾配や急曲線があり、特にタンコット地区では著しい線形不良のために交通渋滞、交通事故が発生し、大型車の走行遅延による排気ガスが蔓延し、更に雨季には地滑りも発生して交通が遮断されることもあり、重大な交通ボトルネックとなっている。

このような現状から、JICAは同区間における道路整備にかかる支援の方向性を検討するために、今後の円借款事業の案件形成を念頭に置いて、情報収集・確認調査を実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

カトマンズ市及びその周辺地域

(2) 相手国関係機関

ネパール国 社会インフラ運輸省 道路局

(3) 業務内容

1) 関連情報の収集

ア 道路整備に係る関連法令、既存の開発計画、調査報告書等の収集及び分析

イ 既存の地形図、地質、自然・気象条件等の情報収集及び分析

2) 現状把握と情報収集

ア 現況道路の線形、交通量確認

イ ネパール道路局によるフィージビリティ調査のレビュー、実現可能性の検討

ウ 代替ルートの検討

- 工 現地踏査等を通じた当該地区の地形、地質、斜面状況の把握、道路整備上の課題点の把握
- オ 地質調査
- カ 水理・水文調査
- キ 将来需要予測の実施
- ク 現地の環境社会配慮事項に係る政府機関、現地NGOへのヒアリング等を通じた情報収集及び分析
- ケ 上記「ク」に基づく、特に留意する必要がある動植物、生態系の抽出等

### 3) 支援方針の提案

- ア 新規案件形成に係る「ネ」国政府関係機関への意向聴取
- イ 最適ルートの検討及び提案
- ウ 最適な道路構造物の検討及び提案
- エ 事業スコープの検討及び提案
- オ 事業実施体制の検討及び提案

### 4) 新規案件形成に係る準備

- ア 事業の必要性及び本事業による成果を説明するための映像資料の作成
- イ 日本国内の類似道路の視察等を目的とするカウンターパートの本邦招聘
- ウ ネパール国での本邦企業による技術説明会の開催

### 7 成果品等

- インセプションレポート（2014年1月）
- プログレスレポート（2014年2月）
- ドラフトファイナルレポート（2014年4月）
- ファイナルレポート（2014年5月）

### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/路線計画（評価対象予定者）
- 2) トンネル計画（評価対象予定者）
- 3) 道路計画/交通計画
- 4) 地質/斜面对策
- 5) 自然条件調査/交通量調査
- 6) 環境社会配慮（評価対象予定者）

### 9 特記事項

共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。